

第1

令和5年6月22日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

## 目 次

### 1 議案

議案第41号	唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について	… 1
議案第42号	唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について	… 14
議案第43号	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について	… 20
議案第44号	唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について	… 29
議案第45号	唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について	… 33
議案第46号	唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程の制定について	… 39
議案第47号	出張所の廃止に伴う財産の管理替について	… 47
議案第48号	唐津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について	【資料当日配付】
議案第49号	唐津市いじめ問題対策委員会委員の解任及び任命について	【資料当日配付】
議案第50号	唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について	【資料当日配付】
議案第51号	唐津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	【資料当日配付】

(議案第48号から議案第51号までは、人事議案のため当日資料を配付します。)

### 2 協議事項

唐津市立学校通学区域審議会に対する諮問について (教育企画課)	【資料当日配付】
---------------------------------	----------

### 3 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 6月市議会定例会の報告について (教育企画課)	【資料当日配付】
② 特別展「はしもとみお彫刻展 いきものたちの詩」について	… 54
③ 共催及び後援について (教育総務課)	… 56
④ 教育委員会行事予定 (教育総務課)	… 58
(3) その他	

#### 4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年7月27日（木）14時00分

会 場 唐津市役所 4階 大会議室

## 議案第41号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する  
ものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市西部学校給食センターの設置及び肥前学校給食センター、鎮西  
学校給食センター及び呼子学校給食センターの廃止に伴い、教育委員会  
事務局内の組織及び分掌事務を見直すため改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

唐津市西部学校給食センターの設置及び肥前学校給食センター、鎮西学校給食センター及び呼子学校給食センターの廃止に伴い、教育委員会事務局内の組織及び分掌事務を見直すため改正するもの

### 3 改正内容

#### (1) 組織の改正

ア 「学校給食課」の係中「東部学校給食センター係」及び「西部学校給食センター係」から「係」を削る。

イ 「肥前市民センター産業・教育課」、「鎮西市民センター産業・教育課」及び「呼子市民センター産業・教育課」の係から、それぞれ「学校給食センター」を削る。

#### (2) 分掌事務の改正

ア 教育企画課 「新給食センターの企画に関すること。」を削る。

イ 教育総務課 「新給食センターの建設に関すること。」を削る。

ウ 学校給食課 「給食センター内の連絡調整に関すること。」を「学校給食調理場内の連絡調整に関すること。」に、「東部学校給食センターの管理に関すること。」を「学校給食センターの管理に関すること。」に改正し、「新給食センター整備に関すること。」及び「新給食センター稼働に伴う調整に関すること。」を削る。

エ 肥前市民センター産業・教育課、鎮西市民センター産業・教育課及び呼子市民センター産業・教育課 「学校給食に関すること。」を削る。

#### (3) 字句の整理

### 4 施行期日

令和5年7月24日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

唐津市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条の表中

「

学校給食課	学校給食係 東部学校給食センター係 西部学校給食センター係
-------	-------------------------------

」

を

「

学校給食課	学校給食係 東部学校給食センター 西部学校給食センター
-------	-----------------------------

」

に、

「

肥前市民センター 産業・教育課	教育係 肥前学校給食センター
鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 鎮西学校給食センター
呼子市民センター 産業・教育課	教育係 呼子学校給食センター

」

を

「

肥前市民センター 産業・教育課	教育係
鎮西市民センター 産業・教育課	教育係
呼子市民センター	教育係

」

に改める。

第7条第1項中第4号を削り、同条第2項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条第5項第1号中「給食センター」を「学校給食調理場」に改め、同項第5号中「東部学校給食センター」を「学校給食センター」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同条第12項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和5年7月24日から施行する。

# 議案第41号参考資料

## 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項</u>の規定に基づき、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする（事務局の組織）</p> <p><b>第2条</b> 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食係 <u>東部学校給食センター</u> <u>西部学校給食センター</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>肥前市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 _____</td> </tr> <tr> <td>鎮西市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 _____</td> </tr> <tr> <td>呼子市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課の分掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	課	係等	略	略	学校給食課	学校給食係 <u>東部学校給食センター</u> <u>西部学校給食センター</u>	略	略	肥前市民センター 産業・教育課	教育係 _____	鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 _____	呼子市民センター 産業・教育課	教育係 _____	略	略	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする（事務局の組織）</p> <p><b>第2条</b> 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食係 <u>東部学校給食センター係</u> <u>西部学校給食センター係</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>肥前市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 <u>肥前学校給食センター</u></td> </tr> <tr> <td>鎮西市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 <u>鎮西学校給食センター</u></td> </tr> <tr> <td>呼子市民センター 産業・教育課</td> <td>教育係 <u>呼子学校給食センター</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課の分掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	課	係等	略	略	学校給食課	学校給食係 <u>東部学校給食センター係</u> <u>西部学校給食センター係</u>	略	略	肥前市民センター 産業・教育課	教育係 <u>肥前学校給食センター</u>	鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 <u>鎮西学校給食センター</u>	呼子市民センター 産業・教育課	教育係 <u>呼子学校給食センター</u>	略	略
課	係等																																
略	略																																
学校給食課	学校給食係 <u>東部学校給食センター</u> <u>西部学校給食センター</u>																																
略	略																																
肥前市民センター 産業・教育課	教育係 _____																																
鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 _____																																
呼子市民センター 産業・教育課	教育係 _____																																
略	略																																
課	係等																																
略	略																																
学校給食課	学校給食係 <u>東部学校給食センター係</u> <u>西部学校給食センター係</u>																																
略	略																																
肥前市民センター 産業・教育課	教育係 <u>肥前学校給食センター</u>																																
鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 <u>鎮西学校給食センター</u>																																
呼子市民センター 産業・教育課	教育係 <u>呼子学校給食センター</u>																																
略	略																																

2 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 略

3及び4 略

5 学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校給食調理場内の連絡調整に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 学校給食センターの管理に関すること。

(6) 略

6～11 略

1 2 肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(4) 新給食センターの企画に関すること。

2 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 新給食センターの建設に関すること。

(15) 略

3及び4 略

5 学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 給食センター内の連絡調整に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 東部学校給食センターの管理に関すること。

(6) 新給食センター整備に関すること。

(7) 新給食センター稼働に伴う調整に関すること。

(8) 略

6～11 略

1 2 肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 学校給食に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

1 3 鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

1 4 呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

1 5 略

1 3 鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 学校給食に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

1 4 呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 学校給食に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

1 5 略

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

課	係等
教育企画課	企画係
教育総務課	庶務係 施設係
学校教育課	教職員人事係 指導係
学校支援課	学校支援係 学務係
学校給食課	学校給食係 東部学校給食センター係 西部学校給食センター係
生涯学習文化財課	社会教育係 人権・同和教育係 青少年支援センター 都市コミュニティセンター 文化財保護係 文化財調査係
近代図書館	庶務係 学芸係 図書サービス係 相知図書館
浜玉市民センター 産業・教育課	教育係
厳木市民センター 産業・教育課	教育係
相知市民センター 産業・教育課	教育係
北波多市民センター 産業・教育課	教育係
肥前市民センター 産業・教育課	教育係 肥前学校給食センター
鎮西市民センター 産業・教育課	教育係 鎮西学校給食センター
呼子市民センター 産業・教育課	教育係 呼子学校給食センター
七山市民センター 産業・教育課	教育係

(職位及びその職能)

第3条 事務局に、本庁にあっては教育部長及び教育副部長、市民センターにあっては市民センター長を置く。

2 教育部長は、教育長が行う教育行政における重要施策の決定を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

3 教育部長は、配属職員を流動的に配置変更し、分掌事務の業務が機能的かつ能率的に執行できるよう図らなければならない。

4 教育副部長は、教育部長を補佐し、教育部長の指示する事務を掌理する。

5 市民センター長は、配属職員を流動的に配置変更し、分掌事務の業務が機能的かつ能率的に執行できるよう図らなければならない。

第4条 課に課長（課長相当職を含む。）を置き、必要に応じ副課長（副課長相当職を含む。）を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副課長は、課長を補佐し、課長の指示する事務を掌理する。

第5条 係に係長（係長相当職を含む。）を置く。

2 係長は、上司の命を受けて、係の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係に主査及び副主査を置くことができる。

4 主査及び副主査は、上司の命を受けて、係の分掌事務の一部を処理する。

（参事）

第6条 事務局又は課に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受けて、特殊の事務を処理する。

（課の分掌事務）

第7条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における基本的な事業計画の企画推進に関すること。

(2) 通学区域に関すること。

(3) 教育財産の処分に関すること。

(4) 新給食センターの企画に関すること。

2 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会内の連絡調整に関すること。

(2) 教育委員に関すること。

(3) 教育委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。

(4) 教育委員会所属職員の任免、分限、服務、賞罰、給与その他人事に関すること。

(5) 教育委員会の交際に関すること。

(6) 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。

(7) 公印に関すること。

(8) 教育行政の相談に関すること。

(9) 教育委員会施設の建設及び維持補修等に関すること。

(10) 教育委員会施設の設置及び廃止に関すること。

(11) 学校教育施設の管理に関すること。

(12) 教育財産の取得及び処分に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 新給食センターの建設に関すること。

(15) 歳計外現金に関すること。

3 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育の計画、指導及び助言に関すること。

(2) 教職員の分限、服務、賞罰、給与その他人事に関すること。

(3) 学校教職員の研修計画及び実施に関すること。

(4) 教科指導及び生徒指導に関すること。

(5) 教科用図書の採択に関すること。

(6) 学校教育の調査研究に関すること。

(7) 学校人権・同和教育の啓発に関すること。

(8) 適正就学指導及び特別支援教育に関すること。

- (9) 学校体育に関すること。
  - (10) 教育相談に関すること。
  - (11) 教職員の叙勲、栄典に関すること。
  - (12) 歳計外現金に関すること。
- 4 学校支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 児童生徒の就学及び転入学に関すること。
  - (2) 外国人英語指導助手に関すること。
  - (3) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。
  - (4) 学校環境の衛生管理に関すること。
  - (5) 就園及び就学助成等に関すること。
  - (6) 奨学基金及び奨学金に関すること。
  - (7) 通学路に関すること。
  - (8) 小中学校の教材に関すること。
  - (9) 小中学校の設備に関すること。
  - (10) 通学支援に関すること。
  - (11) 学校事務に関すること。
  - (12) 学校運営の支援に関すること。
  - (13) 学校と地域の連携に関すること。
  - (14) 徴収嘱託に関すること。
  - (15) 歳計外現金に関すること。
- 5 学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 給食センター内の連絡調整に関すること。
  - (2) 学校給食の運営に関すること。
  - (3) 学校給食調理場安全衛生委員会に関すること。
  - (4) 給食施設の管理及び維持補修等に関すること。
  - (5) 東部学校給食センターの管理に関すること。
  - (6) 新給食センター整備に関すること。
  - (7) 新給食センター稼働に伴う調整に関すること。
  - (8) 学校給食の会計に関すること。
- 6 生涯学習文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 生涯学習のための施策の調整に関すること。
  - (2) 社会教育施策の企画推進に関すること。
  - (3) 社会教育委員に関すること。
  - (4) 公民館に関すること。
  - (5) コミュニティ活動に関すること。
  - (6) ユネスコ活動に関すること。
  - (7) 社会人権・同和教育の啓発に関すること。
  - (8) 社会教育施設の管理運営に関すること。
  - (9) 社会教育関係団体に関すること。
  - (10) 唐津市同和教育集会所に関すること。
  - (11) 唐津市青少年支援センターに関すること。
  - (12) 唐津市都市コミュニティセンターに関すること。

- (13) 文化財に関すること。
  - (14) 文化施設内の遺物の取り扱いに関すること。
  - (15) 歳計外現金に関すること。
- 7 近代図書館の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 近代図書館の運営及び維持管理に関すること。
  - (2) 相知図書館の運営及び維持管理に関すること。
  - (3) 図書館資料の館内閲覧及び館外貸出しに関すること。
  - (4) 図書館資料の分類及び目録に関すること。
  - (5) 図書資料等の調査、収集及び管理に関すること。
  - (6) 他の図書館・学校・公民館等との連絡及び協力に関すること。
  - (7) 貸出文庫に関すること。
  - (8) 美術展覧会等の企画運営に関すること。
  - (9) 美術品等の調査、収集及び保管に関すること。
  - (10) 読書推進に関すること。
  - (11) 庁用車の管理に関すること。
  - (12) 歳計外現金に関すること。
- 8 浜玉市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 社会教育施設に関すること。
  - (4) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (5) 青少年の健全育成に関すること。
  - (6) 公民館活動に関すること。
  - (7) 文化財に関すること。
  - (8) 教育関係団体に関すること。
  - (9) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 9 巖木市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 社会教育施設に関すること。
  - (4) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (5) 青少年の健全育成に関すること。
  - (6) 公民館活動に関すること。
  - (7) 文化財に関すること。
  - (8) 教育関係団体に関すること。
  - (9) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 10 相知市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 社会教育施設に関すること。
  - (4) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (5) 青少年の健全育成に関すること。

- (6) 公民館活動に関すること。
  - (7) 文化財に関すること。
  - (8) 教育集会所に関すること。
  - (9) 教育関係団体に関すること。
  - (10) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 1 1 北波多市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 社会教育施設に関すること。
  - (4) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (5) 青少年の健全育成に関すること。
  - (6) 公民館活動に関すること。
  - (7) 文化財に関すること。
  - (8) 教育関係団体に関すること。
  - (9) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 1 2 肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 学校給食に関すること。
  - (4) 社会教育施設に関すること。
  - (5) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (6) 青少年の健全育成に関すること。
  - (7) 公民館活動に関すること。
  - (8) 文化財に関すること。
  - (9) 教育関係団体に関すること。
  - (10) 庁用車の管理に関すること。
  - (11) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 1 3 鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。
  - (3) 学校給食に関すること。
  - (4) 社会教育施設に関すること。
  - (5) 生涯学習推進事業に関すること。
  - (6) 青少年の健全育成に関すること。
  - (7) 公民館活動に関すること。
  - (8) 文化財に関すること。
  - (9) 教育関係団体に関すること。
  - (10) 庁用車の管理に関すること。
  - (11) 人権・同和教育及び啓発に関すること。
- 1 4 呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。
  - (2) 公印の保管に関すること。

- (3) 学校給食に関する事。
- (4) 社会教育施設に関する事。
- (5) 生涯学習推進事業に関する事。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 公民館活動に関する事。
- (8) 文化財に関する事。
- (9) 教育関係団体に関する事。
- (10) 庁用車の管理に関する事。
- (11) 人権・同和教育及び啓発に関する事。

15 七山市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関する事。
- (2) 公印の保管に関する事。
- (3) 社会教育施設に関する事。
- (4) 生涯学習推進事業に関する事。
- (5) 青少年の健全育成に関する事。
- (6) 公民館活動に関する事。
- (7) 文化財に関する事。
- (8) 教育関係団体に関する事。
- (9) 人権・同和教育及び啓発に関する事。

(係の分掌事務)

第8条 係の分掌事務は、課長が定める。

(臨時又は特別の事務)

第9条 教育長は、臨時又は特別の事務については、別に主管者を定めて処理させることができる。

(文書事務処理)

第10条 この規則に定めるもののほか、文書事務の処理に関し必要な事項は、唐津市文書規程（平成17年規程第12号）の例による。

## 議案第42号

唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 令和5年7月1日付けで唐津市湊出張所、唐津市切木出張所及び唐津市打上出張所が廃止されることに伴い改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

令和5年7月1日付けで唐津市湊出張所、唐津市切木出張所及び唐津市打上出張所が廃止されることに伴い改正するもの

### 3 改正内容

第2条の規則の公布に関する規定中

- ・「唐津市市民センター及び出張所設置条例」を「唐津市市民センター設置条例」に改正
- ・「第1条に規定する市民センター及び出張所」を「第2条に規定する市民センター」に改正

### 4 施行期日

令和5年7月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

唐津市教育委員会公告式規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「唐津市市民センター及び出張所設置条例」を「唐津市市民センター設置条例」に、「第1条に規定する市民センター及び出張所」を「第2条に規定する市民センター」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

## 議案第42号参考資料

### 唐津市教育委員会公告式規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則の公布は、市役所前に掲示して行い、<u>唐津市市民センター設置条例</u> ____(平成17年条例第7号)第2条に規定する市民センター____には、 その写しを送付する。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則の公布は、市役所前に掲示して行い、<u>唐津市市民センター及び出張所設置 条例</u>(平成17年条例第7号)第1条に規定する市民センター及び出張所には、 その写しを送付する。</p>

## 唐津市条例第5号

唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例

唐津市市民センター及び出張所設置条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津市市民センター設置条例

第1条及び第2条第1項中「及び出張所」を削る。

別表唐津市湊出張所の項、唐津市切木出張所の項及び唐津市打上出張所の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（唐津市公告式条例の一部改正）

2 唐津市公告式条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「唐津市市民センター及び出張所設置条例」を「唐津市市民センター設置条例」に、「及び出張所には」を「には」に改める。

○唐津市教育委員会公告式規則

平成17年1月1日  
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則(以下「規則」という。)その他唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める規程(以下「規程」という。)で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27教委規則6・一部改正)

(規則の公布)

第2条 規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 規則を公布するときは、規則番号、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に教育委員会教育長が署名しなければならない。

3 規則の公布は、市役所前に掲示して行い、唐津市市民センター及び出張所設置条例(平成17年条例第7号)第1条に規定する市民センター及び出張所には、その写しを送付する。

(平27教委規則6・一部改正)

(規程の公表)

第3条 規程を公表しようとするときは、規程番号、公表の旨の前文、年月日及び教育委員会教育長名を記入して教育委員会教育長印を押さなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規程について準用する。

(平27教委規則6・一部改正)

(告示の公示)

第4条 前条の規定は、教育委員会の定める規程以外の告示の公示について準用する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 議案第43号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則制定について

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙  
のように制定するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市立北波多中学校テニスコートを開放施設として定めることに伴  
い改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

唐津市立北波多中学校テニスコートを開放施設として定めることに伴い改正するもの。

### 3 改正の内容

- (1) 第3条の別表中「テニスコート」の「開放学校名」欄に「北波多中学校」を加えるもの。
- (2) 字句等所要の整理を行うもの。

### 4 施行期日

令和5年6月22日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（令和5年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第1項中「別表2」を「別表第2」に改める。

第8条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表中

「  
浜玉中学校 巖木中学校  
」

を

「  
浜玉中学校 巖木中学校 北波多中学校  
」

に改め、同表を別表第1とする。

別表2を別表第2とする。

### 附 則

この規則は、令和5年6月22日から施行する。

議案第43号参考資料

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行																											
<p>(開放学校及び施設)</p> <p><b>第3条</b> 開放学校及び施設は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(学校開放の日時)</p> <p><b>第4条</b> 学校体育施設の開放の日時は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p><b>第8条</b> 学校体育施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会や当該開放校の校長が指示した事項</p> <p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p>		<p>(開放学校及び施設)</p> <p><b>第3条</b> 開放学校及び施設は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(学校開放の日時)</p> <p><b>第4条</b> 学校体育施設の開放の日時は、<u>別表2</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p><b>第8条</b> 学校体育施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、教育委員会や当該開放校の校長が指示した事項</p> <p><b>別表</b> (第3条関係)</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開放学校名</th> <th>開放施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校</td> <td rowspan="13">屋内運動場</td> </tr> <tr> <td>竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校</td> </tr> <tr> <td>久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校</td> </tr> <tr> <td>大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校</td> </tr> <tr> <td>巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校</td> </tr> <tr> <td>北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校</td> </tr> <tr> <td>田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校</td> </tr> <tr> <td>打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校</td> </tr> <tr> <td>第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校</td> </tr> <tr> <td>湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校</td> </tr> </tbody> </table>		開放学校名	開放施設	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校	屋内運動場	竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校	久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校	大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校	巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校	北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校	田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校	打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校	第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校	湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開放学校名</th> <th>開放施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校</td> <td rowspan="13">屋内運動場</td> </tr> <tr> <td>竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校</td> </tr> <tr> <td>久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校</td> </tr> <tr> <td>大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校</td> </tr> <tr> <td>巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校</td> </tr> <tr> <td>北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校</td> </tr> <tr> <td>田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校</td> </tr> <tr> <td>打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校</td> </tr> <tr> <td>第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校</td> </tr> <tr> <td>湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校</td> </tr> </tbody> </table>		開放学校名	開放施設	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校	屋内運動場	竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校	久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校	大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校	巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校	北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校	田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校	打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校	第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校	湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校
開放学校名	開放施設																												
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校	屋内運動場																												
竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校																													
久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校																													
大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校																													
巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校																													
北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校																													
田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校																													
打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校																													
第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校																													
湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校																													
開放学校名		開放施設																											
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校		屋内運動場																											
竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校																													
久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校																													
大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校																													
巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校																													
北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校																													
田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校																													
打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校																													
第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校																													
湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校																													

相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	屋外運動場
浜玉中学校 巖木中学校 北波多中学校	テニスコート

別表第2 (第4条関係)

略

相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	屋外運動場
浜玉中学校 巖木中学校 _____	テニスコート

別表2 (第4条関係)

略

## 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則

令和5年教育委員会規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、唐津市立学校体育施設の開放に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会及び校長の責任)

**第2条** 学校体育施設の開放に関する事務は、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校体育施設を開放する唐津市立小学校及び中学校（以下「開放学校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放学校及び施設)

**第3条** 開放学校及び施設は、別表のとおりとする。

(学校開放の日時)

**第4条** 学校体育施設の開放の日時は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において学校教育上又は開放事業の運営上必要と認めるときは、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(使用許可の申請)

**第5条** 開放学校の体育施設を使用しようとする者は、学校体育施設利用許可申請書（第1号様式）を利用日前までに提出しなければならない。

2 次に掲げる学校体育施設を利用するものは、利用券（第2号様式）を購入し、学校体育施設利用後に、使用した金額分の利用券を係員に提出するものとする。

(1) 唐津市立小中学校の屋内運動場

(2) 唐津市立小中学校の剣道場

(許可書の交付)

**第6条** 教育委員会は、前条第1項の使用を許可したときは、学校体育施設利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用時間及び使用料の取扱い)

**第7条** 開放学校の利用時間及び使用料取扱いは次のとおりとする。

(1) 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。

(2) 使用料については、利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

(利用者の遵守事項)

**第8条** 学校体育施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた学校体育施設以外の学校施設にみだりに立ち入らないこと。

(2) 学校敷地内で火気の使用や喫煙をしないこと。

(3) 学校体育施設等の使用を終えたときは、直ちに清掃し、原状に回復すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会や当該開放校の校長が指示した事項  
(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の公布日以降においては、この規則の施行日前においても、同日以後の利用についての許可することができる。

別表（第3条関係）

開放学校名	開放施設
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	屋外運動場
浜玉中学校 巖木中学校 _____	テニスコート

別表 2（第 4 条関係）

開放の種類	開放する日	開放する時間
スポーツ開放 (屋内運動場) (剣道場) (屋外運動場) (テニスコート)	平日	午後 5 時 3 0 分から 午後 9 時 3 0 分まで
	土曜日	午前 8 時から 午後 9 時 3 0 分まで
	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日	午前 8 時から 午後 9 時 3 0 分まで

※相撲場については屋外運動場の一部とするもの。

#### 議案第44号

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市西部学校給食センターの設置に伴い改正した、唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）において、施行期日を教育委員会規則で定める日からと規定しており、施行期日を令和5年7月24日とするため規則を制定するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 2 制定の理由

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い改正した、唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）において、施行期日を教育委員会規則で定める日からと規定しており、施行期日を決定するため規則の制定を行うもの。

### 3 制定の内容

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い改正した、唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）の施行期日は、令和5年7月24日とする。

### 4 条例の施行期日

令和5年7月24日

**唐津市教育委員会規則第 号**

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）の施行期日は、令和5年7月24日とする。

## 唐津市条例第 16 号

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例

唐津市学校給食センター条例（平成 17 年条例第 364 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

唐津市肥前学校給食センター	唐津市肥前町入野甲 2 2 1 7 番地 2
唐津市鎮西学校給食センター	唐津市鎮西町菖蒲 2 2 1 5 番地 9
唐津市呼子学校給食センター	唐津市呼子町殿ノ浦 1 1 3 5 番地

」

を

「

唐津市西部学校給食センター	唐津市鎮西町打上 2 1 0 8 番地
---------------	---------------------

」

に改める。

### 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

**議案第45号**

唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市西部学校給食センターの設置に伴い改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い改正するもの。

### 3 改正内容

- (1) 第2条に規定する所管のうち、肥前学校給食センター、鎮西学校給食センター、呼子学校給食センターを、唐津市西部学校給食センターとする。
- (2) 第3条の職員のうち「運転手」を削る。
- (3) 第4条の職務のうち、「所長」の職務を「上司の命を受けて給食センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する」に改め、「運転手」の職務を削る。

### 4 施行期日

令和5年7月24日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市学校給食センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	所管
唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多、七山及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校
唐津市西部学校給食センター	肥前町、鎮西町、呼子町及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校

第3条第5号を削る。

第4条第1項を次のように改める。

所長は、上司の命を受けて給食センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

第4条第5項を削る。

### 附 則

この規則は、令和5年7月24日から施行する。

議案第45号参考資料

唐津市学校給食センター条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>(所管等)</p> <p><b>第2条</b> 唐津市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の所管は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市東部学校給食センター</td> <td>浜玉町、巖木町、相知町、北波多、七山及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市西部学校給食センター</td> <td>肥前町、鎮西町、呼子町及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p><b>第3条</b> 給食センターに次の職員を置くことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第4条</b> <u>所長は、上司の命を受けて給食センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>2～4 略</p>	名称	所管	唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多、七山及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校	唐津市西部学校給食センター	肥前町、鎮西町、呼子町及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校	<p>(所管等)</p> <p><b>第2条</b> 唐津市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の所管は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市東部学校給食センター</td> <td>浜玉町、巖木町、相知町、北波多及び七山の区域等の市立小学校及び中学校等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市肥前学校給食センター</td> <td>肥前町の区域等の市立小学校及び中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市鎮西学校給食センター</td> <td>鎮西町の区域等の市立小学校及び中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">唐津市呼子学校給食センター</td> <td>呼子町の区域等の市立小学校及び中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p><b>第3条</b> 給食センターに次の職員を置くことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 運転手</u></p> <p>(職務)</p> <p><b>第4条</b> <u>所長は、給食センターに属する業務を所掌し、所属職員を監督する。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 運転手は、運搬車の運転、給食物の運搬等に関する業務に従事する。</u></p>	名称	所管	唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多及び七山の区域等の市立小学校及び中学校等	唐津市肥前学校給食センター	肥前町の区域等の市立小学校及び中学校	唐津市鎮西学校給食センター	鎮西町の区域等の市立小学校及び中学校	唐津市呼子学校給食センター	呼子町の区域等の市立小学校及び中学校
名称	所管																
唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多、七山及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校																
唐津市西部学校給食センター	肥前町、鎮西町、呼子町及び旧唐津市内の一部の区域の市立小学校及び中学校																
名称	所管																
唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多及び七山の区域等の市立小学校及び中学校等																
唐津市肥前学校給食センター	肥前町の区域等の市立小学校及び中学校																
唐津市鎮西学校給食センター	鎮西町の区域等の市立小学校及び中学校																
唐津市呼子学校給食センター	呼子町の区域等の市立小学校及び中学校																

○唐津市学校給食センター条例施行規則

平成17年3月25日  
教育委員会規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市学校給食センター条例(平成17年条例第364号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管等)

第2条 唐津市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の所管は、次のとおりとする。

名称	所管
唐津市東部学校給食センター	浜玉町、巖木町、相知町、北波多及び七山の区域等の市立の小学校及び中学校等
唐津市肥前学校給食センター	肥前町の区域等の市立の小学校及び中学校
唐津市鎮西学校給食センター	鎮西町の区域等の市立の小学校及び中学校
唐津市呼子学校給食センター	呼子町の区域等の市立の小学校及び中学校

(平18教委規則7・平18教委規則26・平19教委規則5・平28教委規則7・一部改正)

(職員)

第3条 給食センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 学校栄養士
- (4) 調理員
- (5) 運転手

(平19教委規則5・旧第5条繰上)

(職務)

第4条 所長は、給食センターに属する業務を所掌し、所属職員を監督する。

- 2 事務職員は、事務等に関する業務に従事する。
- 3 学校栄養士は、栄養管理、衛生管理等に関する業務に従事する。
- 4 調理員は、調理等に関する業務に従事する。
- 5 運転手は、運搬車の運転、給食物の運搬等に関する業務に従事する。

(平19教委規則5・旧第6条繰上)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平18教委規則14・旧第14条繰上、平19教委規則5・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(唐津市立浜玉学校給食センター管理運営規則等の廃止)

2 次に掲げる規則、規程は廃止する。

- (1) 唐津市立浜玉学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第27号)
- (2) 唐津市立巖木学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第28号)
- (3) 唐津市立相知学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第29号)
- (4) 唐津市立北波多学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第30号)
- (5) 唐津市立肥前学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第31号)
- (6) 唐津市立鎮西学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第32号)
- (7) 唐津市立呼子学校給食センター管理運営規則(平成17年教育委員会規則第33号)
- (8) 唐津市鎮西学校給食用自動車使用管理規程(平成17年教育委員会規程第8号)
- (9) 唐津市浜玉学校給食物資納入に関する規程(平成17年教育委員会規程第9号)
- (10) 唐津市巖木地区学校給食物資購入に関する規程(平成17年教育委員会規程第10号)
- (11) 唐津市肥前地区学校給食物資購入に関する規程(平成17年教育委員会規程第11号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に、前号に掲げる規則及び規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、

それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

(七山村の編入に伴う経過措置)

- 4 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村立学校給食センター管理運営規則(平成14年七山村教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18教委規則7・追加)

附 則(平成18年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第26号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第7号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

**議案第46号**

唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程の制定について  
唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市西部学校給食センターの設置に伴い、学校給食費会計規程を制定するに当たり、唐津市学校給食管理運営規則第4条第7項の規定に基づき、教育委員会の承認を得るため提案するものである。

## 規 程 案 の 概 要

### 1 規程案の題名

唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程

### 2 制定の理由

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い、給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるため制定するもの

### 3 規程案の概要

学校給食費会計の予算及び決算について定めるとともに、学校給食費の基準額並びに納付及び還付について定めるもの。

### 4 施行期日

令和5年7月24日から施行する。

## 唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食費の会計に関し、唐津市学校給食管理運営規則（平成19年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会計)

**第2条** 学校給食費会計（学校給食費の経理を行うために唐津市西部学校給食センター（以下「給食センター」という。）に設置する会計をいう。）の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学校給食費会計は、他の会計との間に貸借や流用を行ってはならない。

(予算及び決算)

**第3条** 唐津市西部学校給食センター所長（以下「所長」という。）は、学校給食費会計に関する予算及び決算を作成する。

2 所長は、作成した予算について、保護者の代表による承認を受けなければならない。

3 所長は、作成した決算について、保護者の代表による監査を受けなければならない。

(勘定科目)

**第4条** 学校給食費に関する経費の勘定科目（次項において「勘定科目」という。）について収入の部の科目は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒学校給食費

(2) 職員給食費等

(3) 就学援助金

(4) 繰越金

(5) 繰越未収金

(6) その他（雑収入）

2 勘定科目について支出の部の科目は、次のとおりとする。

- (1) 主食費（米、パン等）
- (2) ミルク費
- (3) 副食費（副食の材料、調味料等）
- (4) 還付金
- (5) 取扱手数料  
（備付帳簿）

**第5条** 所長は、学校給食費会計について、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 学校給食費収納簿
- (2) 収支予算書、収支決算書
- (3) 見積関係書類、契約書類
- (4) 納品伝票綴、物資購入簿
- (5) 現金出納簿
- (6) 物資受払簿
- (7) 支払請求書綴、領収書綴
- (8) 預貯金通帳  
（基準額）

**第6条** 学校給食費の1食当たりの基準額（以下「基準額」という。）は、規則第4条第1項に掲げる1人当たりの負担すべき金額（小学校においては49,500円、中学校においては57,750円）を、1年度間において学校給食を実施する予定の回数（小学校においては196回、中学校においては190回）で除して得た額とし、その額に10円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

（給食費の納付）

**第7条** 所長は、学校給食費を規則第4条第2項及び第3項に規定する者（以下「学校給食費負担者」という。）から4月から翌年2月まで徴収する。

2 学校給食費に関する徴収の方法及び納付の時期は、次の各号のいずれかに掲げるところによる。

- (1) 給食費納付書（別記様式）又は口座振替による方法 毎月末日までに納付しなければならない。
- (2) 学校又は各地区の育友会等により徴収する方法 毎月末日までに指定金融機関へ納付しなければならない。
- 3 児童又は生徒が年度の中で転入又は転出をする場合は、転入出予定日より5日前（給食センターの休業日（以下「休業日」という。）を除く。）までに学校長を通じて給食センターへ通知することにより、当該保護者が納付すべき学校給食費の額を、学校給食の実施回数及び基準額により算定する。
- 4 児童又は生徒が年度の中で停止又は再開をする場合は、停止及び再開予定日より5日前（休業日を除く。）までに学校長を通じて給食センターへ通知することにより、当該保護者が納付すべき学校給食費の額を、学校給食の実施回数及び基準額により算定する。
- 5 児童又は生徒が不登校による学校給食停止を学校長より通知した後に、不定期な登校をする場合は、5日前（休業日を除く。）までに給食人員変更通知により給食の増減を確定することで当該保護者が納付すべき学校給食費の額を、学校給食の実施回数及び基準額により算定する。
- 6 医師により食物アレルギー等と診断され、完全給食の提供が不可となった児童生徒に対し、飲用牛乳のみを提供する場合、対象者へ提供した飲用牛乳代相当分を算定する。

（給食費の還付等）

**第8条** 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより給食費を還付することができる。

- (1) 個人の届出による土日等を含んで連続7日以上長期欠席で、学校長から通知があったとき 学校長より通知があった日の3日後（休業日を除く。）より還付算出の対象とする。
  - (2) 医師より食物アレルギー又は乳糖不耐症等と診断され飲用牛乳の提供を中止したとき 所長は対象者の停止した飲用牛乳代相当分を還付する。
- 2 児童又は生徒が年度の中で転学をする場合は、転出予定日より5日前（休業

日を除く。)までに学校長を通じて給食センターへ通知することにより、当該保護者に還付すべき学校給食費の額を、学校給食の実施回数及び基準額により算定する。

- 3 還付金額は、学校給食の実施回数及び基準額により算定し、還付対象校の学校長を通じて返金する。ただし、還付通知の日から換算して1ヶ月を超えて受取がないときは、口座振込とし、振込手数料を差し引いた金額を還付する。

(学校給食費の督促等)

**第9条** 所長は、納期限までに学校給食費の納付がない場合、学校給食費負担者に対して、督促を行う。

- 2 前項の規定によっても学校給食費負担者が学校給食費を納付しない場合、所長は、学校給食費負担者に対して催告を行うものとする。

(経理の留意)

**第10条** 所長は、学校給食費会計について次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 学校給食費は、預貯金口座を開設して管理すること。
- (2) 預貯金口座は、他の会計部門とは分離し、所長名で開設すること。
- (3) 第1号に規定する預貯金口座を開設する印は、唐津市西部学校給食センター所長印とすること。
- (4) 支出をする場合は、必ず領収書等を徴すること。

(会計事務の点検)

**第11条** 所長は、毎月現金出納簿と預金通帳を照合し、会計状況の点検を行わなければならない。

(関係帳簿の保管)

**第12条** 所長は、学校給食費関係帳簿を、5年間保管しなければならない。

(委任)

**第13条** この規程に定めるもののほか学校給食費会計に関し必要な事項については、所長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和5年7月24日から施行する。

別記様式（第7条関係）

佐賀県唐津市  
西部学校給食センター

学校給食費納付済通知書

地区			保護者名 (納入者名)			納入額	百	+	万	千	百	+	円
年度		期別	月分			様							

内 訳	小学生		円	名	円
	中学生		円	名	円
			円	名	円
			円	名	円

上記のとおり納付しましたので通知します。

(領収日付印)  
唐津市控

※ 切り取らないで金融機関にお出してください。

佐賀県唐津市  
西部学校給食センター

学校給食費納付書

地区			保護者名 (納入者名)			納入額	百	+	万	千	百	+	円
年度		期別	月分			様							

窓口にこられた 方の連絡先	( ) -
------------------	-------

【納付場所】

(領収日付印)  
金融機関控

上記のとおり納付します。

※ 切り取らないでください。

佐賀県唐津市  
西部学校給食センター

学校給食費領収書

地区			保護者名 (納入者名)			納入額	百	+	万	千	百	+	円
年度		期別	月分			様							

【納付場所】

(領収日付印)  
納付者保管

〈お問い合わせ先〉  
唐津市西部学校給食センター  
TEL

※この領収書は、5年間保存してください。

## 議案第47号

出張所の廃止に伴う財産の管理替について  
出張所の廃止に伴い、出張所の建物及び土地を管理替するものとする。

令和5年6月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 令和5年7月1日付けで廃止される湊出張所の建物並びに打上出張所の建物及び土地について、廃止後は隣接している公民館の一部として管理するため、教育委員会事務局生涯学習文化財課及び鎮西市民センター産業・教育課へ財産を管理替するものである。

## 出張所の廃止に伴う財産の管理替について

### 1 概要

令和5年7月1日付けで廃止される湊出張所の建物並びに打上出張所の建物及び土地について、廃止後は隣接している公民館の一部として管理するため、教育委員会事務局生涯学習文化財課及び鎮西市民センター産業・教育課へ財産を管理替するものである。

### 2 管理替する建物及び土地

#### (1) 湊出張所

##### ①建物

所在地：唐津市湊町805番地1

台帳面積：90㎡

取得面積：90㎡

②管理を行う課：生涯学習文化財課

#### (2) 打上出張所

##### ①建物

所在地：唐津市鎮西町打上3283番地

台帳面積：26.75㎡

取得面積：26.75㎡

##### ②土地

所在地：唐津市鎮西町打上3283番地

台帳面積：1949.12㎡

取得面積：1949.12㎡

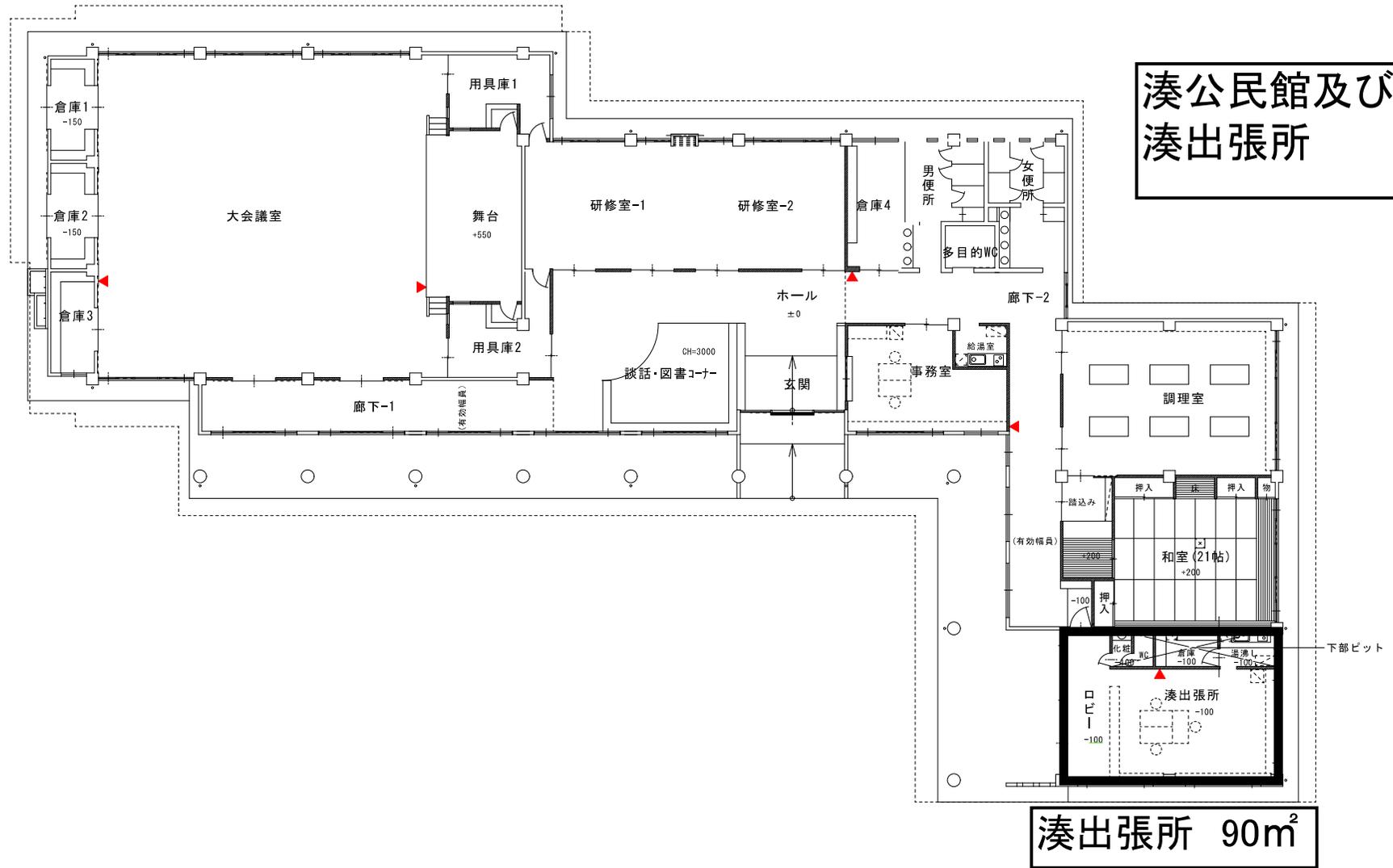
③管理を行う課：鎮西市民センター産業・教育課

### 3 今後の手続について

唐津市公有財産規則に基づき手続を行う。

湊公民館・湊出張所 航空写真(位置図)

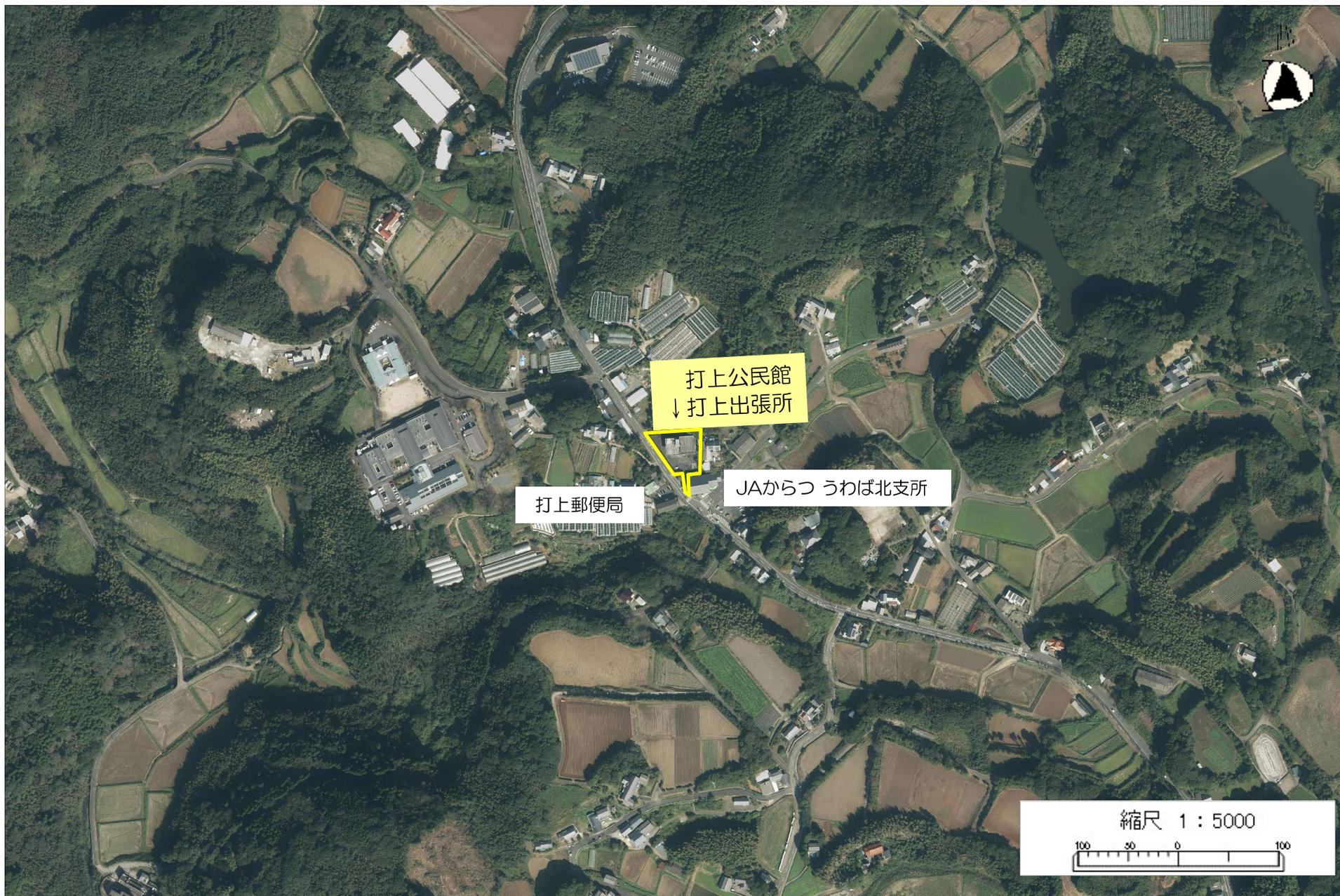


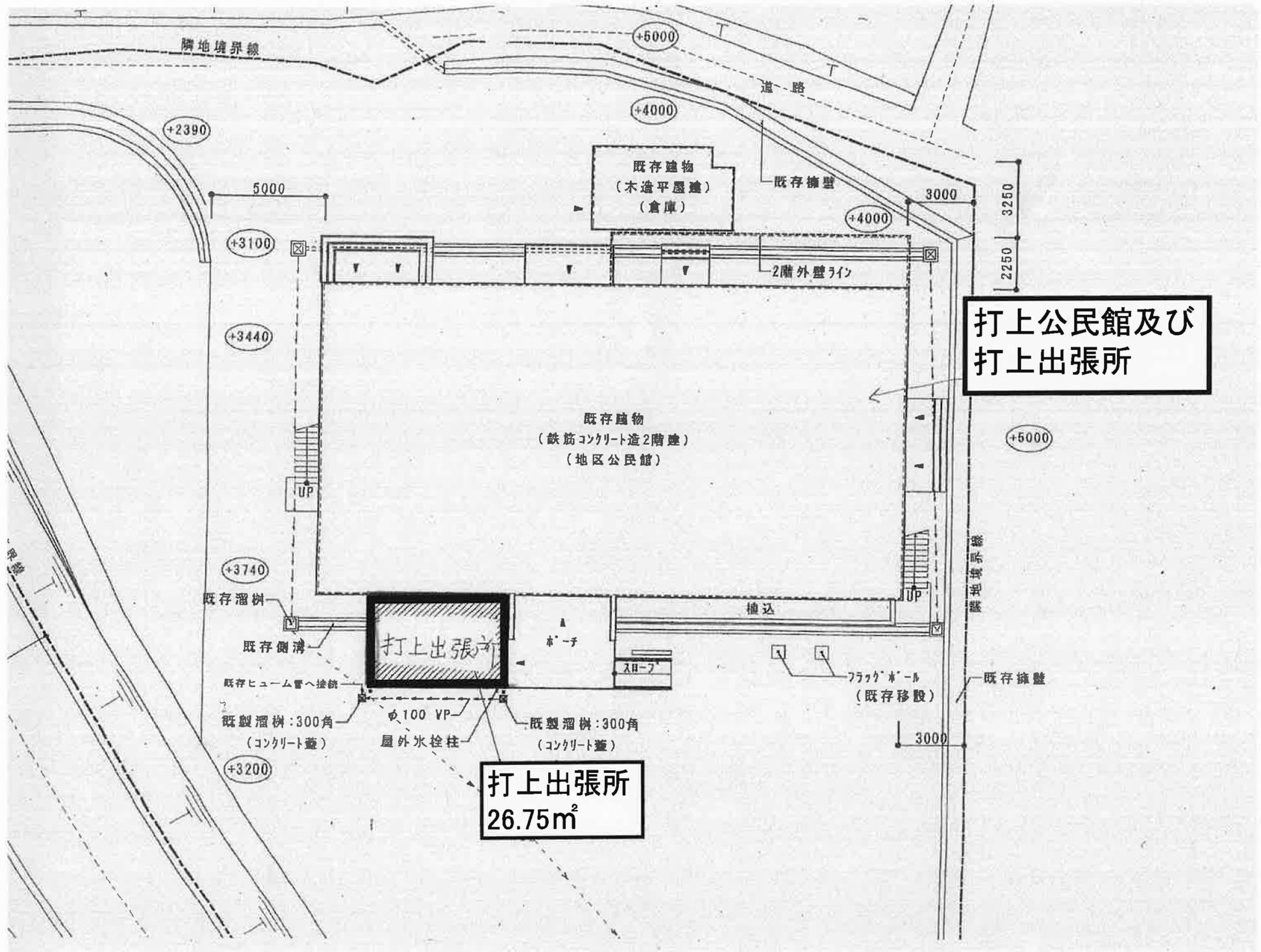


平面図

- 特記)
- LGS壁
  - その他特記なき壁はRC壁とする
  - 床高に特記なき室は±0とする
  - >< は床下配管ピットを示す
  - ▲ は消火器BOXを示す

打上公民館・打上出張所 航空写真(位置図)





打上出張所 土地図面

